ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　その他当社に著しい損害を与えた者
チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査　競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

⑴　建設工事　４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高い順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈫までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類は２までとする。）

ハ　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　主観的事項

イ　平成26年10月１日の前日までの４年間における当社発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

ロ　平成26年10月１日の前日までの４年間における当社発注工事に係る希望工事種別ごとの特別な工事（技術的難度の高い工事）の成績

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
②　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
④　審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の確認　当社では、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を発行しない。認定結果及び認定内容については、平成27年４月１日以降に当社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者公表名簿」により確認すること。

（当社ホームページアドレス（資格審査ＵＲＬ））
http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html

7　資格の有効期間　資格認定の日から平成29年３月31日までとする。

8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に広告する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、社長が別に定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、社長が別に定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一 部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動 が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受 けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合
②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
③　申請者が協業組合・企業組合である場合において、３⑵の（建設工事に係る添付書類）⑦及び⑧に掲げる書類を提出するとき。
④　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）